

消費者市民社会を目指して

「消費者市民社会」とは、一人ひとりが自分だけでなく、周りや将来生まる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境という大きな視点で行動し、公正で持続可能な社会づくりに積極的に参画する社会のことです。

私たちは毎日、食品や衣類、水や電気など商品やサービスを選んで購入し、消費して生活していますが、その選択や消費行動には社会を変える力があります。

買い物をすることは、「投票」と同じです。例えば、環境に配慮した商品などを選ぶことはそういう商品をつくる事業者に「投票」するということで、たくさんの票が集まれば環境にやさしい商品が増え、地球環境が守られることにつながります。私たちがどんなことを重視して何を選ぶかで、販売される商品は変わっていきます。

また、消費者トラブルにあったとき、消費生活センターや事業者の相談室などに相談することは、自分自身のトラブルの解決だけではなく、問題のある事業者に対する措置がとられるなど、更なるトラブルの防止にも役立ちます。

こうした一人ひとりの行動が「消費者市民社会」といわれる持続可能な社会につながります。



SDGsとエシカル消費

SDGsとは、世界が直面する様々な問題に対し、世界が一丸となって取り組むための目標として2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」で、17の目標が示されています。



SDGsの目標のひとつに掲げられている『つくる責任つかう責任(目標12)』。この目標に取り組む際に進めていきたいことが「エシカル消費」です。「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することをいいます。「エシカル消費」の例として、環境保全や資源保護などの認証ラベル(エコマークなど)のついた商品を選んだり、人や社会に配慮した製品(フェアトレード製品)などを選ぶことがあります。地元の产品を購入する地産地消も重要な取り組みの一つです。

すぐできることもありますので、身近なところから意識して取り組んでいくことが大切です。

消費者トラブルで困ったときは早めに相談を

仙台市消費生活センター

消費生活相談ダイヤル

な や む な い や や
022-268-7867 または 局番なし 188



FAX: 022-268-8309

仙台市青葉区一番町4丁目11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階



マスコットキャラクター
さっち

0507



安全安心 消費生活ガイド

知っておきたい契約と消費者トラブル



仙台市消費生活センター